松山地方検察庁西条支部検察官

令和７年検第100261・100262・100263号住居侵入、窃盗被告事件（令和７年領第179号）　1. マイナスドライバー３本　2. 現金11,242円　3. ポーチ２個　4. 財布２個　5. ビニール袋３枚　6. 50圓紙幣１枚　7. 20圓紙幣１枚　8. 100ルピア紙幣１枚　9. 10圓紙幣６枚　10. 1圓紙幣９枚　11. 商品券２枚　12. アクセサリー３個　13. 指輪８個　14. 腕時計３本　15. ネックレス10個　16. 金属片９個　17. ペンダントトップ７個　18. ピアス13個　19. カフスボタン２個　20. 留め金具２個　21. イヤリング１個　22. ビーズ49個　23. ロングピアス１個　24. プレート２個　25. ブローチ１個　26. 50セント硬貨１枚　27. 真珠ようのもの２個　28. ナンバープレート２枚　29. 手袋４双　30. 手袋１個　31. 懐中電灯５個　32. プラスドライバー２本　33. 計量器１台　34. ニッパー１個　35. ラジオペンチ１個　36. ルーペ１個　37. 磁石１個　38. アロンアルファ１個　39. 封印キャップ１個　40. チャック付きプラスチック袋１袋　41. エンジン始動キー１個　42. 普通乗用自動車１台　43. ワイヤレスイヤホン１個

令和７年検第100329・100330・100331号住居侵入被告事件（令和８年領第28号）　1. マイナスドライバー３本　2. 懐中電灯１個　3. バール５本　4. ナンバープレート１枚　5. 在留カードようのもの６枚　6. 運転免許証ようのもの１枚　7. Ｔ字もじり１個　8. 運転免許証１枚　9. 小型船舶操縦免許証１枚　10. 会員証２枚　11. 診察券５枚　12. 手袋１双

佐賀地方検察庁検察官

令和８年検第10734号売春防止法違反被疑事件（令和８年領第528号）　1. 現金139,000円　2. 封筒１枚

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年八月十九日　外務大臣臨時代理　国務大臣　木原　稔

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年九月二十四日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一　氏名　川田　竜也
　生年月日　昭和五年十月二十六日生
　申請上の住所　タイ王国
二　返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＴ三六五六四九二
　旅券発行年月日　令和五年六月二十日
　旅券名義人　川田　竜也
三　返納すべき理由
　当該旅券名義人は、令和八年三月九日、神戸地方裁判所裁判官から児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、わいせつ電磁的記録等送信頒布事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年七月十七日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものであると認められる。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２５８号

埼玉県深谷市西島５丁目13番28号　オークルM206号

債務者　谷口　義和

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白根　心平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１１号

新潟県佐渡市入川2037番地

債務者　樋口　三枝子

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小松　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第３０７号

神戸市垂水区舞子台８丁目16番１―1102号

債務者　谷村　正喜

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末吉　江衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４３号

神戸市須磨区戎町１丁目４番３号　メゾン・ドゥ須磨201

債務者　小川嘉奈子

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　美夏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６９９号

千葉県船橋市海神５丁目３番６号、従前の住所東京都港区西麻布４丁目22番15号　ディアナガーデン西麻布101

債務者　高田　佑太

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種谷有希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３号

兵庫県明石市松が丘１丁目16番８―32号

債務者　濱口　典子

1　決定年月日時　令和８年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１８９号

徳島県吉野川市鴨島町知恵島458番地113

債務者　桒原　勲

1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０７号

兵庫県姫路市上大野６丁目４番43号

債務者　フジ水設㈱と　藤本　淳

1　決定年月日時　令和８年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中塚　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
　神戸地方裁判所姫路支部